

民法改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に関するお知らせ

令和 2 年 4 月 1 日施行の改正民法（明治 29 年法律第 89 号）を踏まえ、約款の変更に関する事項および法定利率の変更に伴うライプニッツ係数の変更に関する事項について、以下にご案内いたします。

1. 約款の変更

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。

その中で、以下のいずれか該当する場合には、事業者側が既存の契約を含めてその約款の内容を変更できるものと規定されています。（法第 548 条の 4）

- (1) 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている自動車共済契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、約款の内容を変更することがあります。

〈参考〉 改正民法（抜粋）

（定型約款の変更）

第 5 4 8 条の 4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- (1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 第 5 4 8 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

2. 法定利率の変更に伴うライフニッツ係数の変更

(1) 変更の内容

本法改正により、令和2年4月1日以降、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます^(注1)。

人身傷害共済では、被共済者が傷害を被り後遺障害が発生した場合または死亡した場合における逸失利益等の将来に渡って発生する損害の額の計算に、「法定利率をもとに算出した係数」(ライフニッツ係数)を用いていますが、法定利率の変更に伴い、ライフニッツ係数は「自動車共済ご契約のしおり」(約款)に記載の値^(注2)ではなく、事故発生日時点の法定利率をもとに算出した値^(注3)とします。

(注1) 法定利率は、金利の情勢等に応じて3年ごとに見直されることとされました。

(注2) ライフニッツ係数は、自動車共済普通共済約款の<別紙>人身傷害条項損害額基準「付表IV ライフニッツ係数表」および「付表VI 年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数表」に掲載しております。

(注3) 事故発生日時点のライフニッツ係数については、別紙をご参照ください。

(2) 対象契約

令和元年12月31日以前始期契約について、上記の変更を適用します。

(3) 変更後の補償内容

上記の変更により、令和2年4月1日から次に法定利率が見直されるまでの間に発生した事故における人身傷害共済金の計算は、法定利率「3%」に基づき算出されたライフニッツ係数を使用します。

そのため、人身傷害共済で支払対象となる損害のうち、次の①および②の損害は、お支払いする共済金の額が増加します。

| | 損害額の算出にライフニッツ係数を使用している損害 |
|-------------|--------------------------|
| ① 死亡による損害 | 「逸失利益」 |
| ② 後遺障害による損害 | 「逸失利益」および「将来の介護料」 |

上記の内容について、ご不明点がある場合は、ご契約の代理所または当組合までお問い合わせください。

なお、民法の一部を改正する法律(債権法改正)については、法務省のホームページをご確認ください。

以上